

# 知的障害者における成年後見制度の問題点

日本には、およそ100万人の知的障害者がいます。彼ら、彼女らには、認知症高齢者とは異なった支援が必要です。何よりも、多くの知的障害者は年齢が若く永い人生があります。

わが国の成年後見制度は、法務省がつくっており、旧民法における禁治産・準禁治産制度の影響を色濃く残しているため、個人の自由を強く制限する側面があります。

日本では、1970年頃まで知的障害者を施設に收容するのが当たり前の時代がありました。わっばの会は、1971年から名古屋で障害者と共に働き暮らす社会を目指して闘っています。

今回の講座では、わっばの会代表の齋藤縣三氏に成年後見制度に対する疑問やどうしていくべきかを話していただきます。

＜日時＞

11月19日(火) 午後7時～8時40分

＜会場＞

名古屋市女性会館 (イーブルなごや) 第2研修室  
名古屋市中区大井町7番25号

＜講師＞

齋藤 縣三 氏 (わっばの会代表)

資料代：500円(当日払い) 定員：30名(お申し込み順)  
交通アクセス：地下鉄「東別院」下車①出口から徒歩5分  
会場へのお問い合わせ：052-331-5288

＜お申し込み先＞NPO法人名古屋成年後見センター  
電話：052(895)2600 FAX 052(892)5648  
メール nagoya@seinenkouken.org

|               |  |
|---------------|--|
| (ふりがな)<br>お名前 |  |
| 電話番号          |  |
| メール           |  |

主催：後見制度を考える会 / NPO法人名古屋成年後見センター

★ YouTubeにUP!

成年後見について法務委員会での松田功議員の質疑が観られます。